

ID	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
1	実施方針(案)	2	第2	5	-	事業の概要	令和6年4月1日現在の入居戸数を見ると、二田住宅・寿住宅合わせて29世帯となっておりますが、整備戸数44戸となっており、残り15戸については新規入居者として、特に決まった入居者がいるわけではないという理解でよかったですでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	実施方針(案)	3	第2	6	(2)ア(エ)c	市営住宅整備業務	既存住宅等の解体撤去に関する工事監理 常駐監理ではなく重点監理と考えて宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	実施方針(案)	3	第2	6	(2)ア(オ)	市営住宅整備業務	貴市により、建替住宅入居者への建替同意及び近隣住民への建替説明と同意は得られていると理解してよろしいでしょうか？	令和5年度に移転対象となる入居者への説明を個別に行い、二田住宅入居者の建替同意は取得済みです。近隣住民への説明については、令和4年度に敷地の境界確定の立会を実施した際、大まかな事業スケジュールについて口頭で個別に説明を行っています。事業者には、事業計画が確定した後、速やかに近隣を含めた関係住民に説明会を行う必要があります。また、近隣住民の同意について、取得する予定はありません。
	要求水準書(整備業務編)(案)	30	第4	7	ウ(3)ア	近隣対策及び対応		
4	実施方針(案)	5	第2	6	(2)イ(オ)a	入居者移転支援業務	現時点でお考えの準備会の会場と賃料、回数、時期などご提示いただけないでしょうか？	会場は、寿町公民館又は二田住宅集会所(1号館1階)、二田町自治会管理の「まちづくり事務所」等を想定しています。会場は原則、無償で使用することを想定しており、有償の場合は、本市が負担します。回数については、1回以上とし、提案によるものとします。
	要求水準書(移転支援編)(案)	21	第7	1	-	建替住宅におけるコミュニティ形成の場の立上げ支援業務		
5	実施方針(案)	5	第2	7	(1)ア	事業者の収入	本市は、前金払い(令和6年度は除く)のほか部分払いとして……とありますが前金無しとし、各年度の部分払いで可能でしょうか？	前金払いをなしとして各年度の部分払いとすることは可能です。詳細は、入札公告時に提示します。
6	実施方針(案)	6	第2	9	-	事業実施スケジュール	事業者の提案による工期の短縮は可とする。とありますが、どの程度の短縮は可能でしょうか。工程計画では令和11年度中の完了予定ですが、可能な限りの短縮を行い前年度もしくは前々年度以前に完了する計画としても良いものでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施方針(案)	15	第3	4	(2)イ(ウ)d	構成企業の個別参加資格要件	工事監理企業は、……を常駐かつ専任で配置できること。但し、既存住宅等の解体撤去工事での常駐は不要とします。とあります、スポットでの重点監理で可能と判断しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針(案)	19	第3	6	(1)	対価の改定の考え方	「物価に一定程度の変動があった場合」とありますが、近年の物価上昇の変動は大きく、物価変動の指標に何を採用されるかにより、事業採算に大きな影響が出ます。物価変動の指標には国土交通省のデフレーターを用いられるのでしょうか？物価変動の指標に何を採用されるのか？ご提示いただきたいです。	国土交通省建設工事費デフレーター(住宅建築・建築物の構造による指標を採用)を採用することを想定しています。
9	要求水準書(整備業務編)(案)	4	第2	3	-	事業用地に関する事項	関連する公共施設等の整備において接道通路に埋設されている上下水道等の再整備は含まれているのでしょうか？再整備は不要でつなぎ込み工事のみ本事業として理解してもよいのでしょうか？	工事に際し下水道本管等を毀損した場合は、復旧が必要です。復旧の必要がない場合は、ご指摘の本管等の再整備は含まれません(通路内管渠:汚水排水・下水道本管、雨水排水・建築住宅課管理管渠で流末は土木課管理の市排水管に接続)。詳細は、要求水準書(案)「第4 2(3)関連する公共施設等 イ～エ」(P18～19)に記載のとおりです。

ID	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
10	要求水準書(整備業務編)(案)	5	第2	3	(5)	埋蔵文化財	事業用地において、1,000m2超のため、埋蔵文化財の試掘調査が必要と記載がありますが、試掘調査費用は貴市の負担となると考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財調査(試掘)に係る費用は、入札金額に含まれます。
11	要求水準書(整備業務編)(案)	5	第2	3	(6)	農業排水路	農業排水路は「事業用地現況図」に示すとおり、2本の農業排水路のうち1本を付け替え、用途廃止状態にある残り1本を本事業において撤去すること」と明記されていますが、付け替える1本について制約条件や想定ルートがあれば教えて頂けないでしょうか。また埋設管で整備するという理解で宜しいでしょうか。	本市が想定している敷設ルートはありません。建替住宅等の整備に支障がないようなルートを選定した上で、事業者の提案によります。事業用地内では建替住宅に影響のない範囲で埋設管により整備してください。
12	要求水準書(整備業務編)(案)	5	第2	3	(6)	農業排水路	事業用地内の農業排水路の付け替えの時期について、「建替住宅等の整備に先立ち、事業用地内の農業排水路の付け替え工事を行い、工事完了後に～」と記載がありますが建替住宅整備着手に先んじて行うことが前提条件でしょうか。(既設排水路を残している前提で、建替住宅整備と並行して排水路の付け替えを実施するなど、事業者の計画の進捗に合わせ設定することは可能でしょうか)	農業排水路の付け替えは、隣接農地の営農に支障がないような適切な時期に行うことを条件として、事業者と営農者の協議によります。なお、営農者の意向については本市が事前に確認済ですが、上記付け替えにあたっては、営農者との協議に本市が同行することも可能です。
13	要求水準書(整備業務編)(案)	5	第2	3	6	農業排水路	敷地内を通過している隣地農業排水路について、1本は撤去し、1本を残して付け替える事で、地権者等と調整済とありますが、付け替え位置等概ね決まっているようであれば、教えていただけますでしょうか？	農業排水路の付け替えの位置等は決まっています。併せてNo11及び12の回答を参照してください。
14	要求水準書(整備業務編)(案)	10	第3	1	-	事業用地に関する条件	「事業用地の接道通路は、隣接する民家が建築基準法第43条但し書き(43条2項2号)として使用していること」、同要求水準書の12Pに「都市計画法第29条に基づく開発許可申請が必要である(接道通路は、建築基準法第43条但し書き(43条2項2号)による通路のため開発許可の対象外の区域とする)」と明記されていますが、貴市の開発指導要綱の接道条件基準のただし書きに接道通路が該当するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「2. 接続する道路の状況から有効幅員4.0m以上とすることが適切と市長が判断した場合。」に該当します。
15	要求水準書(整備業務編)(案)	10	第3	2	-	事業実施手順	建替住宅を1期で建設するケースで、二田住宅1号棟を建替住棟建設前に解体することは条件になっていないと考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
		11	第3	2	ア	二田住宅1号棟の入居者の仮移		
16	要求水準書(整備業務編)(案)	10	第3	2	-	事業実施手順	建替住宅を1期で建設するケースで、二田住宅1号棟を建替住棟建設前に解体することは条件になっていない場合、建替住宅竣工時に二田住宅1,2棟の解体終了後、要求水準に示された自転車置き場や駐車場の整備を行ってもよいでしょうか？	駐車場について、二田住宅1,2号棟解体撤去完了後の整備も可としますが、寿住宅からの本移転時に駐車場の確保が難しい場合には、本移転者が希望する民間駐車場等に関する質疑対応等を含むものとし、要求水準書(入居者移転支援編)を修正し、入札公告時に提示します。なお、寿住宅の自動車保有台数は昨年度時点で7台です。自転車置き場については、暫定的なものも含め、期毎に整備戸数分の台数の自転車置き場を設置してください。
		17	第4	2	(2)	付帯施設		
17	要求水準書(整備業務編)(案)	10	第3	2	-	事業実施手順	事業手順としては既存二田1号棟解体(提案による)→建替住宅整備→仮使用認定→本移転→既存棟解体→屋外整備→建築完了済書取得、又は仮使用認定を取らずに事業用地内接道通路に接する既存棟と別の敷地に分筆する方法があると思いますが、事業手順は提案によるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、敷地設定の妥当性については建築主事に確認してください。なお、開発許可は通路部を除いた残地を一画地として申請してください。

ID	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
18	要求水準書(整備業務編)(案)	11	第3	2	ア(ア)	二田住宅1号棟の入居者の仮移転	二田住宅1号棟について、先行して解体し、1号棟の入居者7世帯のみ仮移転して頂く想定ですが、事業者提案により変更も可能とも読み取れますがそういう理解で問題ないでしょうか	先行して解体撤去可能なのは二田住宅1号棟のみであり、同2号棟は先行解体撤去ができません。
19	要求水準書(整備業務編)(案)	12	第3	3	-	都市計画法第29条に基づく開発許可申請	都市計画法第29条に基づく開発許可申請について記載されておりますが、登記簿上で土地を合筆することは「土地の区画形質の変更」に当たらないのではないかと考えられますが、今回は開発にあたるという認識でよろしかったでしょうか？	登記簿上の取扱いについてはお見込みのとおりです。本事業では、従前の敷地と南東側地番66番の敷地を併せた開発計画となることから、区画の変更が生じ、かつ市道接道幅員が6m未満であるため、開発許可が必要となります。
20	要求水準書(整備業務編)(案)	12	第3	3	-	都市計画法第29条に基づく開発許可申請	接道通路は開発許可の対象外の区域とすると明記されていますが、P18では現状幅員を確保した上で、「泉大津市 開発 指導要綱技術基準」を満たした一般道路に準じた道路構造(幅員 4.35 m (うち建替住宅用地側に 35cm の側溝))を有した通路として、適切に整備すること。と明記されています。接道通路の一部再整備や拡幅は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	事業用地外へ拡幅することなく、幅員 4.35m(うち建替住宅用地側に 35cm の側溝)を確保してください。接道通路の表面舗装については、要求水準書に記載のとおり、本市都市政策部建築住宅課(開発許可に関することは本市都市政策部建築住宅課)と協議の上、適切な整備を行ってください。
21	要求水準書(整備業務編)(案)	15	第4	1	(2)⑥イ	周辺住環境への配慮	3.5mの壁面後退について、建替住宅の外壁(バルコニー等も含む)とありますが、バルコニーの手摺腰壁が外壁状では無く、手摺格子状の腰壁の場合は対象外でしょうか？また、外壁の無い駐輪場は壁面後退の対象外と考えて差支えないと考えて良いかも合わせて回答頂けると助かります。	バルコニー腰壁が手摺格子状でも壁面後退の対象とします。自転車置場は屋根付きのため、外壁がなくても、壁面後退の対象とします。
22	要求水準書(整備業務編)(案)	15	第4	1	(2)⑦	「持続可能なまち 泉大津」の実現への配慮	EV(電気自動車)用充電設備(2台分)を設置できるスペースを確保とありますが、充電設備自体も設置するという認識で宜しかったでしょうか	充電設備の設置の必要はありません。
23	要求水準書(整備業務編)(案)	17	第4	2	(1)エ(イ)	建替住宅	建替住宅の日照は原則として冬至日(8:00 16:00)において、3時間以上の日照を受けるようにすること。と明記されていますが、建替住棟による既存住棟の日照時間は提案によるという理解で宜しいでしょうか。	法令順守の上、既存の入居者の住環境への配慮の観点から、可能な限り日照時間の確保に努めてください。
24	要求水準書(整備業務編)(案)	16	第4	1	(2)⑧エ	市営住宅の維持管理への配慮	「入居部分に係る消耗部品等については、入居者が簡単に交換できるような普遍性の高い仕様とすること(例、埋め込み型ダウンライトは不可)」と記載されていますが、家電量販店で購入できる汎用品の口金E26型のランプを用いた埋め込み型ダウンライトの使用は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書(整備業務編)(案)	17	第4	2	(2)	付帯施設	駐車場や駐輪場を既存二田2号棟等の跡地に計画する場合、建替住棟を引き渡す時に仮設の駐車場や駐輪場が必要でしょうか。	No16の回答を参照してください。
26	要求水準書(整備業務編)(案)	17	第4	2	(2)	付帯施設	現時点で当社は環境配慮や国の政策(木造化)等を考慮し、中高層木造を検討しています。3.劣化の軽減に関することに「等級3」と明記されていますが、性能評価基準には鉄筋コンクリート造又は鉄骨転動コンクリート造と木造に分かれており、木造基準は低層建物や戸建て住宅を考慮した基準になっているため、中高層木造の場合適用する基準がありません。必要な性能を確保する前提で等級3同等性能程度に変更して頂くことは可能でしょうか。	3-1 劣化対策等級は等級3としてください。提案書において、等級3以上であることをお示しください。
27	要求水準書(整備業務編)(案)	18	第4	2	(2)カ(ア)C	付帯施設	接道通路は、幅員が4.3mでその中に電柱が建柱されており、有効幅員は4mを切る部分があります。さらに接道通路の片側には戸建て住宅が建ち並び、生活道路としても使われています。この接道通路を44戸の建替住棟の建設と二田住宅1,2号棟の解体の工事用進入路とすることは、接道通路を利用する戸建て住宅居住者の方々のご理解と同意なくしては成立しません。接道通路を利用する戸建て住宅居住者の方々の同意がえられていると考えてよろしいでしょうか？	通路部に建柱されている電柱について、移設等が必要である場合は、関西電力送配電配電用地グループと協議の上、事業用地内での移設は可能です。なお、当該移設費用については事業者負担とします。対側住民への説明については、令和4年度に敷地の境界確定を行う際、個別口頭にて簡単な事業スケジュールを説明済みです。その際、特に反対する旨の意見表明は受けていません。建替計画が決定次第、当該住民への説明は必要であり、一定の合意形成と生活道路としてのアクセスの確保は必須ですが、当該通路については、その成り立ちとして二田住宅専用通路として整備された後、北西側住宅が立並んだものであることから、同意の取得は想定していません。

ID	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
28	要求水準書(整備業務編)(案)	21	第4	3	(4)イ	その他	事前調査業務のPCB調査について、調査は事業者の費用負担にて行う旨記載がありますが、既に貴市にて調査された履歴や資料はありますでしょうか。あれば公表をお願いいたします。	PCBに係る調査の履歴・資料はありません。
29	要求水準書(整備業務編)(案)	23	第4	5	(1)ア(オ)	建替住宅等の建設工事及び関連する公共施設等の施工に係る施工管理	建設工事・解体撤去工事に共通して、工事を実施する範囲の仮囲いについて仕様の指定はありますか。	建設工事については、万能鋼板H=3m程度を想定していますが、事業者の提案によります。解体撤去工事については、防音パネル等を適切に設置してください。要求水準書(案)「第4 6(3)「ア施工管理(サ)」(P46)の「防音パネル」は、「防音パネル等」に修正します。
		27	第4	6	(3)ア(ク)	施工管理		
30	要求水準書(整備業務編)(案)	23	第4	5	(1)ウ	作業日・作業時間	作業可能日について、年末年始・GW・盆休み等想定出来る期間以外の、地域行事等による作業不可となる期間があればご教示願います。	地域行事等で工事が制限される日程については、現時点では、把握していません。
31	要求水準書(整備業務編)(案)	23	第4	5	(1)エ(ア)	工事車両の通行	施工計画に於ける工事車両進入路については適切な安全対策を講じることを前提とし、事業者にて設定できるものと考えてよろしいでしょうか。事前にご近隣との協議等により指定や制限を設けられる場合は公表をお願いいたします。	本市は事前に近隣と協議等は行っていません。要求水準を遵守した上で、事業者において適切に工事車両進入路を設定してください。
32	要求水準書(整備業務編)(案)	23	第4	5	エ	工事車両の通行	本建替用地は北側に約4m幅員の接道通路のみ面しています。その通路は北側民間戸建て住宅も使用しており、道路内に電柱もあるため、工事上重機の搬入等で困難が予想されます。周辺地域への配慮も考慮し、西側隣地や南側隣地の一部を工事期間中使用できるように手配して頂けないでしょうか。	本市が、隣接地を使用できるように手配することはありません。要求水準書を遵守した上で、事業者の責任と負担において適切な提案を行い、本事業を実施してください。
33	要求水準書(整備業務編)(案)	26	第4	6	(2)	既存住宅等の解体撤去に関する設計	既存施設の解体撤去に関する設計について記載がありますが、設計監理者の常駐監理は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書(整備業務編)(案)	26	第4	6	(1)イ	解体撤去の対象	解体撤去対象となる既存施設に上屋(上屋残置物を含む)とあります。解体撤去費に見込むべき上屋残置物の具体的な品目と数量は入札説明書もしくは現地調査にて公表されるものと考えてよろしいでしょうか。(家電リサイクルやフロン回収の対象になる残置物が含まれる場合や風呂釜等分断撤去が必要なものは考慮が必要となるため公表をお願いします。)	既存住宅等のうち空家の残地物については、本市が撤去します。入居者の住戸については、原則として、入居者が処分することとします。
35	要求水準書(整備業務編)(案)	26	第4	6	(1)イ	解体撤去の対象	解体撤去の対象に含まれる既存住宅等の基礎、杭について、入札の公平を期すため、配置・仕様・数量の分かる既存図面(若しくは解体撤去費を想定のための参考資料)を公表いただけますでしょうか。	「二田住宅建築物図面」を追加の参考資料として公表します。
36	要求水準書(整備業務編)(案)	27	第4	6	(3)ア(サ)	施工管理	解体撤去工事の騒音・飛散防止について、「防音パネルによる養生や散水等の処置を講じること」とありますが、「防音パネル」と同等性能を有する物が必要条件であり、防音シートは同等の性能を有さないものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の、防音シートは防音パネルと同等とは一概には言えませんが、要求水準書(案)「第4 6(3)「ア施工管理(サ)」(P46)の「防音パネル」は、「防音パネル等」に修正します。
37	要求水準書(整備業務編)(案)	27	第4	6	(3)ア(シ)	施工管理	地下埋設物について、環循適発第2109301号・環循適発第2109302号に基づいて取り扱って差支えない、とありますがこの地下埋設物には解体撤去対象となる既存施設の基礎・杭も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

ID	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
38	要求水準書(整備業務編)(案)	28	第4	6	(3)ア(ソ)	施工管理	PCBが確認された場合、適切な措置を講じて本市へ引き渡すこととありますが、確認された敷地内にて引き渡しを行う考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書(整備業務編)(案)	29	第4	7	(2)イ	周辺家屋調査 その他周辺影響調査	周辺家屋調査の調査範囲については、協議の上、決定するとありますが、範囲により、調査費用については、市でご負担いただけたらと考えて差支えないでしょうか？	周辺調査の範囲については、事業者の提案内容や工事手法等により異なるものであり、一律に示すことはできません。事業者の提案により、適切に家屋調査対象範囲を設定し、本市との協議の上で、事業者の責任と負担において調査を実施してください。 なお、範囲外からの問合せ、要望等に対しては、事業者と市が協力して対応するものとします。
		30	第4	7	(2)ウ			
40	要求水準書(整備業務編)(案)	29	第4	7	(2)イ	周辺家屋調査	周辺家屋調査範囲について、貴市で想定されている調査範囲をご教示願います。	No39の回答を参照してください。
41	別紙1 施設設計要領(案)	1	第1	基本方針	耐久性等の向上	-	3行目の「外部金物、金具等は、ステンレス又はアルミを使用すること。」と11行目の「外部金物・金具等は、原則としてステンレス又はアルミを使用すること。」は、重複する内容に思いますが、どのような意図がありますか。	11行目を削除します。
42	別紙1 施設設計要領(案)	8	第2	各室の水準(専用部分)	一般住戸	専有・玄関	「玄関又は玄関ホールには、靴を履いたり脱いだりするのためのいすを設置すること。」とありますが、造り付けの壁面収納型のいすを想定すれば良いでしょうか。	作り付けの椅子の設置は不要です。くつ脱ぎ椅子を設置するスペースのみで可とします。
43	別紙1 施設設計要領(案)	16	第6	電気設備	電気設備	住宅用幹線	「住宅用幹線」電圧降下は2%以下を目標とし、これを上回る場合は幹線サイズ(太さ)を見直すこととありますが、過剰なケーブルサイズになるため、内線規程の基準値(配線の長さに準じる)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	別紙1 施設設計要領(案)	18	第6	電気設備	電気設備	通信・情報設備	「通信・情報設備」将来、光ケーブル等の導入が容易に出来るよう、将来用情報設備用接続口及び情報用空配管を設置と記載ありますが、インターネット光は1社対応(NTT光等)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、引込部分は予備配管を見込んでください。
45	別紙1 施設設計要領(案)	20	第8	各戸電灯コンセント設備 機器リス	DK	-	DK 情報用ジャック モジュラージャック埋込型、CAT6と記載ありますが、将来光ケーブル導入用で使用するものと考え、光コンセントスペースとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	別添資料3 事業概要図	-	-	-	-	-	事業計画地内において、防災行政無線塔を原則残置とする記載がありますが、前面道路電力線から無線塔への架空電線が1号棟解体撤去の際に支障になる位置にあります。解体撤去工事の期間中も無線塔は使用可能が状態となるよう撤去工事の施工計画を考慮する必要があり、撤去工事前の架空線の盛替え等の対応は貴市にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	二田住宅1号棟の解体撤去前に架空線の盛替え等が必要な場合でも、事業者の責任と費用において必要な工事を実施してください。なお、一時的に使用できないこととなる場合は、本市危機管理課と協議の上で、適切に工事を実施してください。
47	別添資料6 アスベスト使用状況事前調査結果	21	第4	3	(3)イ		事前調査業務のアスベスト調査について、別添6アスベスト事前調査結果では外部外壁吹付タイル部分について、貴市の事前調査結果では含有無しとなっております。この調査時は外壁吹付タイルの塗材部分および下地調整材部分を分けて層別調査がなされどどちらも含有無しという結果と考えてよろしいでしょうか。	外壁については表層の吹付タイル部(上塗り中塗り下塗り部を含む厚労省基準)の調査のみでありモルタル等の下地部については調査を行っていません。
48	別添資料6 アスベスト使用状況事前調査結果	21	第4	3	(3)イ		事前調査業務のアスベスト調査の実施時期について、解体工事を円滑に着手するため、解体撤去工事を着手する直前の移転業務期間中から移転済住戸および使用されていない住戸への立入調査を実施できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

ID	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答案
49	要求水準書(移転支援編)(案)	4	第2	3	(5)ア	その他入居者移転支援業務の実施に必要な業務	建替住宅に係るコミュニティ形成支援業務との記載がありますが、外国人、障がい者等の特に配慮すべき事項があれば教えて頂けると幸いです。	対象となる入居者のうち、二田・寿住宅からの移転者においては、外国人・障がい者等の特別な支援を要する方を含みません。
50	要求水準書(移転支援編)(案)	9	第3	3	(3)ウ	民賃仮住戸の確保等	家賃上限額が65,000円となっているが、昨今の物価上昇に伴い、物価スライドの適用はしていただけるのか。	家賃上限額は事業費に含まれないため、物価スライドの適用はありません。民賃仮住戸確保時点での相場に応じて変更する可能性があります。
51	要求水準書(移転支援編)(案)	12	第3	4	(2)ウ	旧住戸に係る残置物等	固定されている設備機器にエアコン・給湯器は含まれず、入居者負担で撤去と考えると良いか。	お見込みのとおりです。
52	-	-	-	-	-	-	計画を行うにあたり、二田住宅における現状の駐車台数および駐車場所を公表願います。	市営住宅に附帯する駐車場はありませんが、昨年度に既存入居者に対し実施したアンケートによれば、1号館3台、2号館4台の計7台の所有を確認しています。駐車位置については確認していませんが、住宅周辺の月極駐車場等を利用しているものと推測しています。